

河川愛護モニター募集のお知らせ

平成23年度 江の川・高津川 河川愛護モニター募集要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連帯をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及・啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のとおり公募いたします。

1. 活動内容

モニターは日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡(月に1回の定期と随時)する事が主です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤河川管理者が行う堤防点検、水辺点検等への参加
- ⑥洪水時の河川の氾濫及び及び内水による浸水被害等が発生した場合における自宅周辺等の状況、また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及・啓発活動に努めていただきます。(余暇時間等で対応できるような範囲です)

2. 活動範囲

- 【江の川】①江津市渡津町(河口～新江川橋まで)
②江津市桜江町下原(ナノカ淵～桜江大橋)及び同町近原、川戸

- 【高津川】①益田市中島町・須子町(大浴造船所附近～飯田吊橋まで)
②益田市高津町・内田町・虫追町(高角橋附近から派川との合流点を経て虫追堰まで及び白上川合流点から虫追堰まで)

3. 応募資格

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、各活動範囲の近隣に住居の方。(各活動範囲よりおおむね2km以内)

4. 委嘱方法と任期

河川愛護モニターは国土交通省浜田河川国道事務所長より委嘱させていただきます。
任期は平成23年4月1日より1年間です。

5. 募集人員

各活動範囲に各1名

6. 手当

月額 4,600円

7. 選考方法

- ①選考は、河川との関わり合いの多い方及び自治体等の地域に密着した活動に参加されている方を優先とし、年齢、地域構成等を総合的に勘案して、浜田河川国道事務所に設ける選考委員会により選考させていただきます。
- ②選考結果は、郵送等にて応募者に通知します。

8. 応募方法

メール、郵便及びファックスにて、下記記入要領のとおり該当事項を記入のうえ、平成23年2月28日までに応募先まで送付してください。
電話での応募は受け付けていません。

(記入要領)

- ①氏名
- ②年齢
- ③住所及び電話番号
- ④職業
農業・漁業・林業・自営業()・会社員()・公務員()・学生()等
- ⑤川へはどれくらいの頻度で行きますか。
- ⑥所属する団体等があればその組織名と役職
(〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」等)
- ⑦これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ⑧応募理由、〇〇川の感想、要望など
- ⑨過去の河川愛護モニターの経験

9. 応募先・問い合わせ先

住所 〒697-0034 浜田市相生町3973
国土交通省浜田河川国道事務所 河川管理課 宛
TEL 0855-22-3122
FAX 0855-22-2486
E-mail: e-kippu@cgr.mlit.go.jp